

外国の運転免許から日本の免許への切り替えについて(外免切り替え Gaimen Kirikae)

Q:

愛知県内に住んでいます。今持っている母国の運転免許証を日本の免許証にしたいです。10月から制度が変わったそうですが、どうすればいいですか？

A:

外国免許から日本の免許へ切り替えるためには、試験に合格しなくてはなりません。

愛知県内では、2つの試験場所があります。

- ① 平針運転免許試験場(住所:名古屋市天白区平針南三丁目605番地 TEL:052-800-1352)
- ② 東三河運転免許センター(豊川市金屋西町2丁目7番地 TEL:0533-85-7181)

試験は、以下のすべての条件を満たしている人が受けられます。

- ① 外国免許をとった国に合計3か月以上滞在していたこと
- ② その外国免許がその国において有効な免許証であること
- ③ 愛知県内に住所があること

→2025年10月1日から、住民票(Jumin-Hyo)を提出することになりました。

提出する住民票は、国籍や在留資格の種類、在留資格の期限、在留カードの番号などが書かれているもの。

試験を受けるためには、愛知県警察のWEBサイトを通じた事前予約が必要です。

日本語が分かる人と一緒に予約・確認をしてください。

★事前予約WEB サイト(日本語): <https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi-police>

★事前予約WEB サイト利用方法(日本語): <https://x.gd/7S71D>

予約ができれば、書類審査→支払い→適性試験・知識確認→実技確認の順番に進みます。

すべての試験に合格すれば、日本の運転免許証が交付されます。

★書類審査には、外国免許証の日本語翻訳文が必要です。

★試験は、英語やポルトガル語など、20言語で受験でき、曜日によって受験できる言語が変わります(2025年10月1日から、トルコ語の対応がなくなりました)。

★2025年10月1日から、知識確認は問題数:50問、合格基準:90%以上に変更されました。

★2025年10月1日から、知識確認の試験は1日に1回、13:30からのみの実施になりました(平針運転免許試験場)。

※米国の一部の州やカナダ、オーストラリア、韓国や台湾、その他の国・地域等で、学科および実技の試験を免除出来る場合があります。

★外国免許から日本の免許への切替えについては、その他にも色々な条件があります。

詳細は、必ず愛知県警察の下記のWEBサイトを確認して下さい。

<https://x.gd/rhGMn>